

竹原市告示第75号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年11月30日

竹原市長 今榮 敏彦



1 経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班 ・ 小班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
集 01 (集 222030001)	仁賀町字下有屋谷	10579-1	121・010	山林	1.03 (0.45)	10年	外4筆
集 02 (集 222030002)	仁賀町字前南ヶ	10833-1	122・015	山林	0.82 (0.09)	10年	
集 03 (集 222030003)	仁賀町字南ヶ	10737-1	122・001	山林	3.92 (0.74)	10年	
集 04 (集 222030004)	仁賀町字南ヶ	10748	122・012	山林	0.29 (0.06)	10年	
集 05 (集 222030005)	仁賀町字南ヶ	10749	122・013	山林	1.05 (0.81)	10年	

2 縦覧期間

令和4年11月30日から令和4年12月13日まで

3 縦覧場所

竹原市建設部建設課

竹原市ホームページ

4 本公告により、竹原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。